

2013年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第21号](#) 地方税財源の充実確保を求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) 饗庭野演習場におけるオスプレイ参加の「日米合同演習」の中止を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 消費税増税中止を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 子どもの安全を守るために保育の基準緩和を行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉からの早期離脱を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 生活保護法の改定に反対する意見書
- [意見書（案）第27号](#) 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) ペットボトルリサイクル事業の透明化を求める意見書

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

【湖誠、公明提案】

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国及び政府においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増加など、地方の財政需要を的確に地方財政計画へ反映することによって一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることからその安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の所在する市町村にとって貴重な税源となっていることから現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

饗庭野演習場におけるオスプレイ参加の「日米合同演習」の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

沖縄の米軍普天間基地に配備され、沖縄や本土の飛行ルートなどを使って訓練している米海兵隊の輸送機オスプレイが、今年10月に滋賀県の陸上自衛隊饗庭野演習場で行われる日米共同訓練に参加する方向で調整が進んでいることが明らかとなった。

普天間基地に24機配備されるオスプレイは、沖縄県内では市街地上空での飛行や夜間飛行はしないとの取り決めに反し、県民の暮らしを脅かしている。

オスプレイは米軍機の中でも事故率が高く、墜落事故を繰り返しており、8月26日にも米西部ネバダ州のクリーチ空軍基地近くで墜落、機体炎上の事故を起こしたことが報道された。

開発段階から重大事故を繰り返すオスプレイは、単なる「操縦ミス」により事故を起こしているわけではなく、「構造的欠陥機」であると言われ、アメリカの専門家からも様々な欠陥が指摘されている。

8月に普天間基地への追加配備が行われ、沖縄だけでなく本土で日常的に飛行するようになれば騒音と墜落の危険を拡散することになる。

よって、国及び政府においては、市民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、以下の項目について実施するよう求めるものである。

記

1. 饗庭野演習場における日米合同訓練の全容を明らかにすること。
2. 「欠陥機」ともいわれるオスプレイが今回の訓練で事故を起こさない保障はない。オスプレイ参加の日米合同訓練を中止すること。
3. 沖縄県民の負担軽減及び国民の安全を確保するためにも、全国への訓練の拡大を中止し、オスプレイ配備を撤回するよう米国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税増税中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、10月ごろまでに来年度からの消費税の増税を行うかどうかを決めるとしているが、消費税の増税は国民の購買力を奪い、中小企業者などの売り上げを減らして景気を悪化させることは明らかである。来年4月の5%から8%、再来年10月の8%から10%への連続的大幅増税による国民負担増は合わせて13.5兆円にも上り、国民の暮らしと経済への打撃は重大である。

現在の経済政策は、経済再生を優先しているにもかかわらず、国民の所得や雇用は伸び悩み、設備投資や住宅投資も下がっており、輸入品や電気、ガスなどの値上がりによって国民生活や中小企業の経営はますます厳しくなっている。

マスコミによる世論調査でも、増税反対が多数となっており、反対の世論は広がっている。政府は消費税の増税について、60人の有識者から意見を聞く点検会合を開いたが、こうした有識者は日ごろから自らの考えを表明しているのが普通で、その人選の段階で増税への意見や賛否について結果は見えているものである。こうした手続きによって増税に有利な条件づくりをしようとすることは国民を欺くことになる。

実施時期を多少遅らせたり、税率の増加を1%ずつにするなどは、結局増税に変わりなく、経済と暮らしを本気で心配するならば消費税の増税を中止すべきである。

よって、国及び政府においては、消費税の増税を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子どもの安全を守るために保育の基準緩和を行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

去る8月29日、子ども・子育て会議基準検討部会は、国が新たに支援しようとしている小規模保育事業（定員6～19人）について、保育従事者の半数以上が国家資格を持っていればよいとする認可基準を決めた。現行の認可保育所（定員20人以上）の場合、保育従事者の全員が有資格者であることが義務づけられているのに対し、極めて低い基準となる。

政府は待機児童解消を求める保護者の声を受けて、2年間に20万人分を増やすという待機児童解消加速化プランを6月に発表し、その柱の一つに「小規模保育事業など新制度の先取り」を据えている。これは、小規模保育事業を「即効性のある受け皿」として拡大するというものだが、大幅な規制緩和を進め、保育の質を下げ、安上がりにすることで保育の量的拡大を進めようとするものである。

東京都が独自基準で整備してきた認証保育所でさえも有資格者は6割以上とされており、これと比べても低い基準を国が新設することは、保育の質の引き下げを後押しし、国家資格である保育士を国自らが軽視することになる。

さらには、「多様な主体が多様なスペースを活用」するとしてビルの一室でも開業できるとしている。

政府は、待機児童の8割を占める0～2歳児の受け皿として小規模保育を位置づけているが、0～2歳児は保育施設での死亡事故が圧倒的に多い年齢である。技術や専門性が求められる乳児保育の規制を緩めれば、子どもの命や健康が危険にさらされることになりかねない。

こうしたやり方では、安心して預けられる保育は実現しない。保護者が求めるのは、子どもの安全と発達のための環境が保障される認可保育所の整備・充実である。

よって、国及び政府においては、子どもの命を脅かす小規模保育事業の基準緩和を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉からの早期離脱を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、7月23日から25日まで、マレーシアで開かれた環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉会合に正式参加した。しかし、政府は交渉参加の冒頭で守秘義務契約に署名をし、現地に同行した国会議員や団体関係者にも、交渉内容の説明を拒否している。

TPPは、全ての関税の撤廃とともに、国民の食や健康、安全に関わる規制も貿易の障害と認定すれば撤廃・緩和の対象にするなど、参加国の主権を侵すものである。農業分野では、衆議院、参議院の農林水産委員会も決議した重要品目の例外扱いの保証が全くない。しかも、2月の日米首脳会談でアメリカに約束した2国間交渉が同時並行で行われ、アメリカは多くの項目で非関税障壁の撤廃を求めている。また、多国籍企業が利益の侵害と見なす国や自治体の規制に対して国際機関に直接提訴することができるISD条項は、国家主権や地方自治、国民の主権を侵害するものであり、重大な懸念が広がっている。

こうした中、農林漁業、医療、建設、公共事業、演劇・俳優の団体など幅広い関係団体から交渉参加への強い懸念と反対の声が広がっている。

よって、国及び政府においては、TPP交渉から早期離脱することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

生活保護法の改定に反対する意見書（案）

【共産党提案】

政府は、生活保護法改定案を再提出しようとしているが、廃案となった法案では就労、学習支援などが盛り込まれているものの、生活保護の申請権を一層狭めるものとの指摘も行われている。

最大の問題は、申請時に資産や収入に関する書類の提出を義務付けていることである。現行法での生活保護の申請においては、口頭で意思を表明すれば申請できるにもかかわらず、書類の不備などを理由に申請書を交付せずに追い返す「水際作戦」が問題になっている。改定案は、全ての書類が整わないと申請できないと条文化することによって、「水際作戦」を合法化し、申請者を入り口で締め出すものとなるおそれがある。

また、福祉事務所の判断で、申請者、受給者を扶養できないとする親族に対して理由を報告するよう義務付けるなど、親族による扶養に対する調査の強化が盛り込まれている。現行法の下でも、「家族には知られたくない」と保護を辞退する人が出ている現状で、親族に対する調査の強化は保護の申請をしにくくする事態をさらに拡大するものである。

既に8月からは、食費や光熱費などに使う生活扶助費を2年半かけて8.3%減らす過去最大規模での削減が始まっており、今後は生活扶助費にとどまらない大がかりな保護費削減が計画されている。今でも生活保護を受ける対象となる生活水準の人のうち、実際に受給している割合はわずか1、2割であり、必要な人が利用しやすい制度となるよう改善を図ることこそ政府が行うべきことである。

よって、国及び政府においては、憲法第25条で掲げられた生存権を保障するためにも、申請へのハードルを高くするような生活保護法の改定をやめるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

【公明提案】

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない状況である。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等を整備することが求められている。

よって、国及び政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

記

1. 世帯収入の増加に向けて、政労使による賃金の配分に関するルール作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
2. 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
3. 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多元的な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
4. 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ペットボトルリサイクル事業の透明化を求める意見書（案）

【清正、風、惻隱、みんな提案】

ペットボトルのリサイクルについて、地方自治体は、容器包装リサイクル法に基づいて公益財団法人容器包装リサイクル協会を通じて国が選定した再商品化事業者に回収したペットボトルを売却するように国から求められている。

大津市をはじめ約 57%の自治体は、この求めに応じて、当該協会が行う入札によって選定された事業者に対してペットボトルを売却している。

しかし、その事業者、価格の決定については、各自治体に対しては落札業者、売却価格の決定通知が一方的に来るだけとなっており、また、この件について調査したところ、公開されている情報は落札業者とその落札価格のみで、他の応札者やその入札価格などの情報は公開を求めても公開されることはなかった。

このような状況では、各自治体は事業者の選定、売却価格の決定に関して公平性をチェックすることができず、市民に対する売却価格の正当性などの説明責任が果たせない。

よって、国及び政府においては、ペットボトルリサイクル事業の透明化に向け、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

1. 公益財団法人容器包装リサイクル協会に対し、入札などにおける公平性の担保を求めること。
2. 入札に関する情報を適切に公開し、公平性についてチェックの強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。